新潟県	加茂市
石川県	金沢市
福井県	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	長野市、松本市、飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、一宮市、東海市、みよし市
三重県	いなべ市
滋賀県	大津市、甲良町、多賀町
大阪府	吹田市、八尾市、寝屋川市、泉南市、四條畷市、河南町
兵庫県	姫路市、尼崎市、相生市、丹波市、たつの市
奈良県	奈良市、三宅町、黒滝村、上北山村
和歌山県	海南市、田辺市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
島根県	松江市
岡山県	倉敷市、津山市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、西粟倉村、吉備中央町
広島県	呉市、神石高原町
山口県	下関市
徳島県	徳島市
香川県	高松市、観音寺市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	福岡市
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	熊本市、玉東町
宮崎県	宮崎市

備考　表中の［　］の記載は注記である。

福井県	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	長野市、松本市、飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、一宮市、東海市、知多市、みよし市
三重県	いなべ市
滋賀県	大津市、甲良町、多賀町
大阪府	吹田市、八尾市、寝屋川市、泉南市、四條畷市、河南町
兵庫県	姫路市、尼崎市、相生市、丹波市、たつの市
奈良県	奈良市、三宅町、黒滝村、上北山村
和歌山県	海南市、田辺市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
島根県	松江市
岡山県	倉敷市、津山市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、西粟倉村、吉備中央町
広島県	呉市、神石高原町
山口県	下関市、上関町
徳島県	徳島市
香川県	高松市、観音寺市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、綾川町
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	福岡市
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	熊本市、玉東町
宮崎県	宮崎市

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百九十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十一号）附則第三条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百九号（住民記録システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣　林　芳正